

平成26年度 市民委員会資料③

議案第160号

中原区における町区域の変更について

資料1

中原区小杉陣屋町地区 位置

資料2

町区域の変更に関する主要経過及び変更時期

資料3

町区域の変更図

資料4

町区域の変更に関わる区域、面積

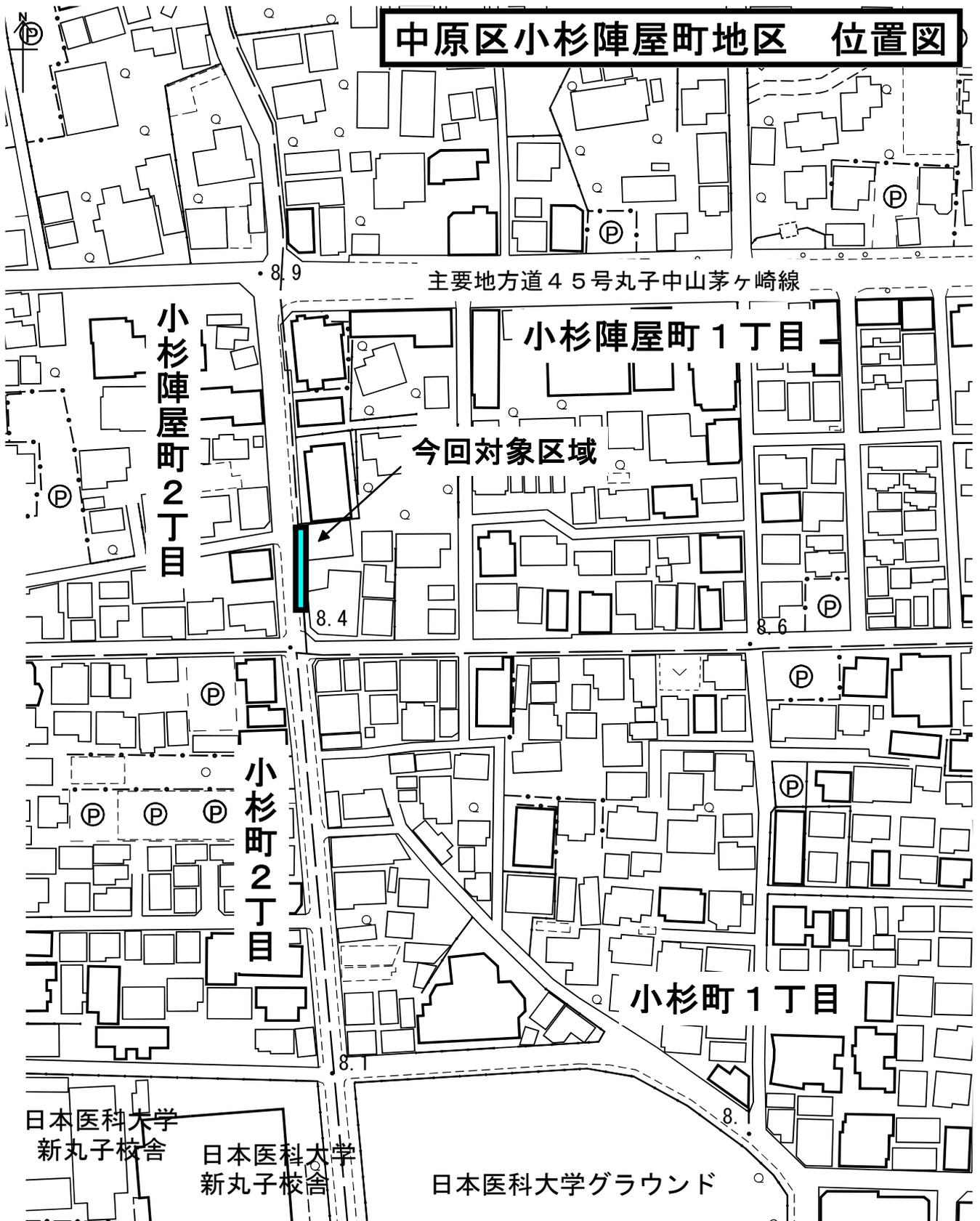
参考資料

地方自治法・地方自治法施行令（抜粋）

市民・子ども局

(平成26年11月18日)

中原区小杉陣屋町地区 位置図



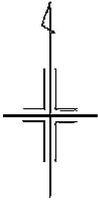
中原区小杉陣屋町1丁目及び小杉陣屋町2丁目地区の
町区域の変更に関する主要経過及び変更予定時期

1 主要経過

平成3年 9月 30日	小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目地区 住居表示実施
平成26年 9月16日	小杉陣屋町2丁目350番5、350番6 の所有者から、当該土地を自己が所有する他 の小杉陣屋町1丁目の宅地と合筆を行うた め、町区域の変更の要望を受ける。
平成26年10月15日	小杉陣屋町1丁目町会及び小杉陣屋町2丁目 町内会から新町界の確認書を受理

2 変更予定時期

平成27年1月頃



町区域の変更図 川崎市中原区



凡	例
	町 字 界
	新 町 界
	旧 町 界
小杉陣屋町 1丁目	区域を変更する町名

中原区小杉陣屋町地区の町区域の変更に関わる区域、面積

町名	左に含まれる現在の区域	面積 (m ²)
小杉陣屋町1丁目	小杉陣屋町2丁目の一部	6.6

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）【抜粋】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定をする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）【抜粋】

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。